

柔道整復学の将来展望 —国際化と統合医療への役割—

小田原 良誠

明治国際医療大学 保健医療学部長

I. はじめに

平成16年に柔道整復の高等教育機関が4年制学部として開設され、伝統医療としての柔道整復における学問体系の確立と、基礎的・臨床的研究の基盤づくりがスタートしたところです。柔道整復は長く親しまれ、受け入れられてきた治療法であります。今日において、高度に発展した社会のニーズに適応して行くためには、従来の治療方法を踏襲するに留まらず、新たな保存的手技療法としての業務内容を確立することが必要です。

そこで、柔道整復学の国際化、統合医療への役割について、私見を述べさせていただきますと思います。

II. 柔道整復学の国際化への役割について

1. 柔道整復術の技能提供

従来の伝承的保存療法としての柔道整復術は、運動器系の外傷、つまり骨折、脱臼、打撲、捻挫などに対して徒手、保存的技術で治療するものであり、特に高価な医療材料や大規模な検査器具などを使用することなく、診察、治療が行なえるものです。このことから、柔道整復術を必要とする諸外国、特に医療制度や医療施設、医療環境が整備されていない開発途上国、また無医村の地域において、有用であり、実用的な治療法として、十分貢献、展開することが期待されます。

また、各国の医療において、徒手的に疼痛を緩和させ、保存的に適切な治療が行える柔道整復術の概念を取り入れることにより、機能障害を抑え、運動器系の外傷に対する医療サービスとしての柔道整復術を提供することの役割は大きいと考えられます。

このことから、各国の医師、医療関係教育施設の学生に対し、柔道整復術としての治療技術を教育し、地方、地域における医療の担い手としての指導の人材を養成することが重要と考えます。

2. 新たな柔道整復的手技療法の確立

柔道整復が国際貢献するためには、医療制度が確立し、進展している諸外国、地域においては、柔道整復の新たな業務内容の展開が求められます。将来の統合医療の枠組みを見据えて、筋・骨格系を扱う他の療法（例えば、Chiropractic, Osteopathy, Manipulation, Mobilizationなど）の特色を応用し、身体の不均衡、調整を主体とする身体構造機能学としての新たな柔道整復的手技療法の確立を行う必要があります。

そのことにより、運動器系の急性外傷に対する応急、救急対応としての柔道整復術とともに、筋・骨格系に起因する身体の不均衡、調整や、スポーツ整復療法を含めた運動器系プロフェッショナルとしての新たな柔道整復術が展開できると考えます。

3. 柔道整復術の科学的構築

平成14年、柔道整復がWHOにおいて「柔道セラピー」として伝統医療分野で認知を受け、現在、社団法人日本柔道整復師会が中心となって「日本の伝統的手技療法としての柔道整復ガイドライン」の対応がなされています。今後、柔道整復がJudo Seifuku Therapyに、柔道整復師がJudo Seifuku Therapistとして更に貢献する必要があると考えます。

柔道整復が国際的にも貢献するためには、基盤となる研究、エビデンスが重要であり、柔道整復師が行なう治療の科学的検証、柔道整復術に関する臨床研究、基礎研究の進展を通して、メカニズムを追求することが必要です。また、それらの内容と成果を広く世界に情報発信し、医療における柔道整復に関する認知を得ることが重要と思います。

III. 柔道整復学の統合医療への役割について

1. 従来の治療学から、トータルケアとしての柔道整復学に

医療の現状が治療のみでなく、予防、治未病へと

視点が大きく移りつつある今日、柔道整復においても、社会のニーズに応じた変容も考慮すべきです。従来の治療学からトータルケアとしての柔道整復学を指向し、統合医療としての一翼を担うことが考えられます。

また、運動不足、メタボリックシンドロームなどによる運動器系の脆弱化が、種々の関節症、腰痛などの発症を誘発することが考えられ、これらに対する運動指導、運動療法、予防的運動処方などの介入が望まれます。また、内臓の機能低下、器質的疾患などにおいても、体壁に筋の緊張、硬結、圧痛などの反射性反応が出現しますが、これらの筋肉系への手技的、治療処置が症状の改善に大きく寄与する可能性が考えられます。

このように、幅広い骨、筋、軟部組織系に起因し、また現れる症状に対して、柔道整復療法は統合医療における一つの領域を担えるものと考えます。

2. 運動器系のプロフェッショナルとして、医療機関内・外での連携

柔道整復師は、運動器系疾患のプロフェッショナルとして、産科と助産所、産科医と助産師のような、整形外科と柔道整復を連携する方法を模索することによって、病院・診療所などの医療機関における院内スタッフとして、また、医療機関外（接骨院開業）における院外協力者として連携し、地域医療に根付いた職としての医接連携を実施することにより、地域包括医療としての一翼を担うことができます。

高齢社会を迎えた現代において、在宅ケアなど、多様化したサービスに対応しながら、医師、医療関係職などとの連携による、介護支援、機能訓練指導などとして、地域包括医療体制を構成する一員として活躍が期待されます。

地域に密着したかかりつけ医的な接骨院、柔道整復師として、その人の幼少期からの傷害に対する治療を行ない、また、寝たきり防止対策など、その人

を中心にトータルに診て、ケアする地域的医療の担い手としての役割を果たすことが重要であると思います。

3. 統合医療に対応する教育への取り組み

統合医療に関する現状と将来展望を理解し、柔道整復に関する卒前、卒後、生涯研修を検討する必要があります。今後の統合医療の一員として対応するには、柔道整復師としての専門性ある知識、技能と共に、統合医療としての知識の修得が必要であり、そのことから、適切な医接連携や、医療関係職との連携が実践できます。そこで、患者様中心、患者様本位の医療としての医療人育成、統合医療の分野を担う柔道整復師を養成する必要があります。そのためには、統合医療の一端を担う柔道整復としての教育、学部・大学院教育ならびに卒後研修プログラムのゴール設定として、一貫性ある教育を目指したカリキュラムとプログラムが必要です。

以上のことから、柔道整復としての独自性、専門性を明確とした研究が必要であり、またエビデンスが重要であり必要と考えます。早急に科学的な視点からの研究的アプローチを行い、柔道整復に関する研究を更に進展させることが必要であり、何よりも人材育成が目の急務と考えます。

IV. まとめ

柔道整復学における国際化と統合医療への役割には、柔道整復学の構築、新たな業務内容の確立、また、更に資質の高い人材の育成が喫緊の課題と言えます。運動器系疾患のプロフェッショナルとしての教育、臨床、研究で卓越し、グローバルな視点を持って活躍できる人材育成が重要であり、そのためには、更なる柔道整復高等教育機関である大学院の開設が必要と考えます。